

#### 4 承認第5号関係

##### おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例 新旧対照表（抜粋）

改正後	現行
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、おいらせ町の区域内に住所を有し、65歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又はおいらせ町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成18年おいらせ町規則第77号。以下「規則」という。）で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは被扶養者であり、65歳以上の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療被保険者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）、<u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2</u>に規定する<u>住所地</u>特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の<u>規定による</u>身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。）</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のい</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、おいらせ町の区域内に住所を有し、65歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又はおいらせ町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成18年おいらせ町規則第77号。以下「規則」という。）で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは被扶養者であり、65歳以上の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療被保険者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）<u>及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条</u>に規定する<u>居住地</u>特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の<u>規定により、</u>身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。）</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のい</p>

改正後	現行
<p>れかに該当する場合は、対象者から除く。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）<u>附則第32条第11項</u>の規定により、なおその効力を<u>有するものとされる</u>改正前の国民年金法（以下「旧法」という。）第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) その者の前年の所得（1月から9月までの間の受診分に関しては、前々年の所得。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。）</u>第6条の4第1項に定める額を超えるとき。</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその者の<u>生計を維持する者</u>の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(助成の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する<u>法律による療養の給付、療養費</u>、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。</p> <p>2 略</p> <p>(助成の決定及び方法)</p>	<p>れかに該当する場合は、対象者から除く。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）<u>附則第32条第9項</u>の規定により、なおその効力を<u>有するものとされた</u>、改正前の国民年金法（以下「旧法」という。）第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) その者の前年の所得（1月から9月までの間の受診分に関しては、前々年の所得。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>旧法の施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。）</u>第6条の4第1項に定める額を超えるとき。</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその者の<u>生計を維持するもの</u>の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(助成の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する<u>法律により療養の給付又は医療費</u>、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。</p> <p>2 略</p> <p>(助成の決定及び方法)</p>

改正後	現行
<p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>国民健康保険法の被保険者に係る医療費(国民健康保険法第53条の規定による保険外併用療養費、同法第54条の規定による療養費、同法第54条の2の規定による訪問看護療養費及び同法第54条の3の規定による特別療養費を除く。)</u>の助成にあつては、町長は当該医療を受けた者が当該保険医療機関又は保険薬局に支払うべき費用をもって助成額とし、その者に代わり当該医療機関に支払うものとする。</p> <p>(助成の返還)</p> <p>第10条 町長は、対象者の<u>医療費</u>に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その金額の限度においてこの条例に定める助成額の支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療費及び同法で定める医療保険各法に規定する保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費を除く医療費</u>の助成にあつては、町長は当該医療を受けた者が当該保険医療機関又は保険薬局に支払うべき費用をもって助成額とし、その者に代わり当該医療機関に支払うものとする。</p> <p>(助成の返還)</p> <p>第10条 町長は、対象者の<u>医療</u>に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その金額の限度においてこの条例に定める助成額の支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 略</p>